平成２２年（フ）第１９６６号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目14番４号
破産者　安陵　　修
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
神戸市兵庫区神田町26番５号、従前の住所神戸市中央区楠町１丁目９番６号
破産者　端村　友美
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６５号
神戸市中央区二宮町１丁目４番10―202号
破産者　松本　勝明
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０８号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目12番22号
破産者　兒玉　貴子
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７３号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目３番24号３棟24号、破産手続開始決定時熊本市北区武蔵ケ丘４丁目14番10号
破産者　蔵原　孝俊
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６００号
熊本市北区西梶尾町493番地　ピアヴィレッジＢ―202
破産者　牛嶋　健正
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４１０号
北海道北斗市東浜１丁目４番18号
破産者　計良　文代
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２９号
茨城県稲敷郡河内町源清田2009番地５
破産者　モロオカ縫製こと　諸岡　英雄
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
愛知県稲沢市駅前４丁目２番８―404号
破産者　冨永　健司
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９７２号
京都市西京区川島尻堀町41番地の８
破産者　坪井　琢二
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３５号
京都市伏見区深草向畑町92番地の１　ルネ藤森102号
破産者　堂北　寛輝
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
広島県東広島市高屋町造賀248番地１
破産者　藤原　　誠
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
広島県広島市南区東雲２丁目16番40―301、旧住所広島県福山市木之庄町２丁目７番６―15号　501
破産者　山崎　　彰
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第６１２号
埼玉県吉川市きよみ野４丁目１番地６　サンクタススクエアきよみ野111
破産者　東樹ひろ美
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８８号
埼玉県越谷市宮本町４丁目17番地10、旧住所千葉県習志野市本大久保３丁目17番７号
破産者　渡邊　龍輝
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
福岡県久留米市櫛原町82番地９　黒田コーポ203号
破産者　山内　浩二
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目50番23―403号
破産者　横田　浩人
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地135　篠原アパート２Ｆ
破産者　森田　道雄
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目３番48―54号
破産者　山下　直子
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係